

八王子市子ども・子育て支援審議会

第6回 事業部会（学童保育所）

配付資料

（平成26年3月18日）

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（案）	―――	1
○市立学童保育所の入所基準（案）	―――	3
○市立学童保育所の検討項目（案）	―――	5
○答申（案）	―――	9

	26.2定員	B:25.4.1 入所	ニーズ調査結果					推計(率)		学童保育所調査結果	
			低学年			高学年		三年男 58.9% 〃女61.0% 平均60% C×60%	高学年	D:学童調査 4年以降希望 (有)の数	推定待機② 定員-A-D
			児童数	A:ニーズ量 (人)	差 A-B	児童数	C:ニーズ 量(人)				
第一小学校	65	33	222	103	70	219	48	29	17	△ 55	
第二小学校	100	71	160	74	3	174	38	23	36	△ 10	
第三小学校	120	119	251	116	△ 3	213	47	28	61	△ 57	
第四小学校	74	74	164	76	2	176	39	23	33	△ 35	
第五小学校	87	87	237	110	23	233	51	31	37	△ 60	
第六小学校	120	119	267	124	5	264	58	35	40	△ 44	
第七小学校	131	120	339	157	37	328	72	43	53	△ 79	
第八小学校	110	65	299	139	74	287	63	38	17	△ 46	
第九小学校	71	71	171	79	8	188	41	25	42	△ 50	
第十小学校	136	136	340	158	22	317	70	42	39	△ 61	
中野北小学校	70	35	134	62	27	165	36	22	17	△ 9	
清水小学校	109	94	162	75	△ 19	189	42	25	27	7	
大和田小学校	80	68	243	113	45	218	48	29	27	△ 60	
小宮小学校	131	123	336	156	33	335	74	44	38	△ 63	
高倉小学校	69	67	79	37	△ 30	77	17	10	27	5	
宇津木台小学校	121	120	282	131	11	263	58	35	49	△ 59	
横山第一小学校	130	78	478	221	143	476	105	63	23	△ 114	
横山第二小学校	96	63	174	81	18	171	38	23	25	△ 10	
散田小学校	102	99	373	173	74	328	72	43	28	△ 99	
長房小学校	70	24	79	37	13	85	19	11	9	24	
船田小学校	112	75	159	74	△ 1	232	51	31	16	22	
館小学校	70	35	70	32	△ 3	77	17	10	11	27	
山田小学校	100	90	166	77	△ 13	185	41	24	45	△ 22	
櫛田小学校	131	104	181	84	△ 20	170	37	22	37	10	
緑が丘小学校	140	93	158	73	△ 20	175	39	23	38	29	
元八王子小学校	116	105	207	96	△ 9	220	48	29	33	△ 13	
元八王子東小学校	74	62	219	101	39	235	52	31	15	△ 42	
上巻分方小学校	103	103	312	145	42	305	67	40	23	△ 65	
城山小学校	90	82	341	158	76	335	74	44	39	△ 107	
式分方小学校	86	69	201	93	24	203	45	27	25	△ 32	
横川小学校	79	75	168	78	3	178	39	24	29	△ 28	
恩方第一小学校	100	91	196	91	△ 0	182	40	24	30	△ 21	
恩方第二小学校			7	3	3	8	2	1		△ 3	
元木小学校	70	61	151	70	9	150	33	20	12	△ 12	
川口小学校	120	85	159	74	△ 11	175	39	23	22	24	

	26.2定員	B:25.4.1 入所	ニーズ調査結果					推計(率)		学童保育所調査結果	
			低学年			高学年		三年男 58.9% 〃女61.0% 平均60% C×60%	高学年	D:学童調査 4年以降希望 (有)の数	推定待機② 定員-A-D
			児童数	A:ニーズ量 (人)	差 A-B	児童数	C:ニーズ 量(人)				
陶鎔小学校	113	96	198	92	△ 4	208	46	27	48	△ 27	
上川口小学校	30	9	24	11	2	26	6	3	4	15	
美山小学校	41	12	50	23	11	50	11	7	3	15	
檜原小学校	60	60	219	101	41	192	42	25	25	△ 66	
松枝小学校	70	69	178	82	13	215	47	28	18	△ 30	
加住小学校	70	63	167	77	14	169	37	22	14	△ 21	
由井第一小学校	120	120	331	153	33	338	74	45	40	△ 73	
由井第二小学校	60	59	131	61	2	134	30	18	34	△ 35	
由井第三小学校	110	56	223	103	47	231	51	31	30	△ 23	
長沼小学校	76	76	194	90	14	176	39	23	33	△ 47	
片倉台小学校	48	41	107	50	9	113	25	15	25	△ 27	
高嶺小学校	74	48	159	74	26	199	44	26	22	△ 22	
みなみ野小学校	120	95	329	152	57	352	78	47	51	△ 83	
みなみ野君田小	103	103	353	164	61	326	72	43	39	△ 100	
七国小学校	114	114	448	208	94	432	95	57	59	△ 153	
浅川小学校	120	111	275	127	16	269	59	36	43	△ 50	
東浅川小学校	69	69	220	102	33	190	42	25	16	△ 49	
由木中央小学校	120	100	326	151	51	317	70	42	29	△ 60	
由木東小学校	86	85	347	161	76	304	67	40	35	△ 110	
由木西小学校	30	12	95	44	32	115	25	15	5	△ 19	
鹿島小学校	70	42	119	55	13	110	24	15	24	△ 9	
松が谷小学校	70	61	148	69	8	126	28	17	27	△ 26	
中山小学校	39	21	61	28	7	48	11	6	6	5	
柏木小学校	98	83	178	82	△ 1	176	39	23	28	△ 12	
南大沢小学校	49	20	89	41	21	79	17	10	14	△ 6	
宮上小学校	67	56	117	54	△ 2	120	26	16	26	△ 13	
秋葉台小学校	130	115	261	121	6	213	47	28	39	△ 30	
別所小学校	70	64	256	119	55	211	46	28	28	△ 77	
愛宕小学校	68	60	141	65	5	144	32	19	21	△ 18	
松木小学校	90	90	171	79	△ 11	181	40	24	27	△ 16	
下柚木小学校	91	65	206	95	30	230	51	30	32	△ 36	
上柚木小学校	70	59	158	73	14	163	36	22	24	△ 27	
長池小学校	130	109	279	129	20	295	65	39	45	△ 44	
鱒水小学校	140	107	352	163	56	403	89	53	42	△ 65	
	6,199	5,146	14,395	6,669	1,523	14,391	3,170	1,902	1,976	△ 2,446	

3、その他の基準【参酌すべき基準】(1)放課後児童クラブの利用手続きについて②優先利用について	
現行	案
<p>・ひとり親家族の児童</p> <p>表中指数に1点加算</p>	<p>表中指数に1点加算</p>
理由	現行通り1点の加算をし、入所しやすい基準を設ける。
<p>・生活保護世帯の児童</p> <p>入所規定は特になし</p>	<p>同一指数世帯優先順位表で順位を付ける</p>
理由	生活保護世帯は資金面は保育料免除の適応があり、入所要件については精神性疾患、疾病についての手帳等の保持があれば高い指数で判定されているため。
<p>・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童</p> <p>優先入所はなく、就労以外の要件で判定する</p>	<p>優先入所はなく、就労以外の要件で判定する</p>
理由	現在の就労のあり方から、どの家庭でも両親とも、生計を立てるために就労している世帯が多く、生計中心者の失業として判断を行うことは難しい。また、その他の要件で申請が可能であるため。
<p>・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童</p> <p>入所規定は特になし</p>	<p>子ども家庭支援センター、児童相談所からの配慮児童依頼があった者については優先入所とする。</p>
理由	現在は各施設から意見書をもらっても実際に判定するのは基準表での指数等になってしまっている。各施設からの意見書は対象児童の優先入所を配慮する要望であり、特に見守りが必要な児童であるので優先的に入所を配慮されたい。その際、各施設に安易な意見書は避け本当に必要な児童の紹介をするように徹底することが必要となる。
<p>・障害のある児童</p> <p>前年度要介助として加配対象になっていた児童については、次年度申請があり、施設判断として要介助の判断をした場合、最優先入所としている。要介助枠4名は空きがある場合優先入所。</p> <p>障害申請があった場合でも施設判断、審査会議で介助不要の判定が出た場合については健常児と同様の判定をしている。</p>	<p>障害ありで申請した場合については優先入所とする(ただし、障害者手帳、愛の手帳、医師の診断書等の提出を要する)。</p> <p>審査会議は加配の有無を判定する場だけでなく、児童の適正な居場所を審査する場として本来のあり方を機能させる。</p>
理由	児童の適正な居場所を審査会議で振り分けることができる会議であれば、障害ありで申請され、学童保育所で集団保育可能な場合、実際に配慮が必要である証明を取ることで、優先的に入所承諾をする児童と考えられる。
<p>・低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童</p> <p>1年生は表中指数に1点加算。指数が並んだ場合の優先順位として低学年から優先入所。</p>	<p>1年生は表中指数に1点加算。指数が並んだ場合の優先順位として低学年から優先入所。</p> <p>1年生から3年生までが優先入所。その他施設に余裕がある場合、4年生から6年生を入所。</p>
理由	体格差の関係から1年生から6年生を同じ箱で保育することは難しい。また、通常の数判定になると就労支援の観点からは学年で分けることはできないが、児童の安全を考えると、自分で身の安全を図れない低学年の年齢を優先入所で決定することが必要と考えられる。特に、4年生から6年生までの児童は放課後子ども教室との連携、放課後等デイサービスの案内など適正な居場所を促し、学童保育所利用に対しては集団保育が可能で、配慮が必要な児童について受け入れる。

学童保育所優先入所承認者		
類型	番号	細目
優先入所	1	前年度加配対象児童については、次年度施設判断で加配が必要な場合、優先入所する。
	2	入所希望児童に障害がある場合は優先入所できる(ただし、障害者手帳、愛の手帳、医師の診断書等の提出を要する)
	3	子ども家庭支援センター・児童相談所相からの依頼があった、配慮が必要な児童は優先入所できる
	4	両親不現在の児童は優先入所できる

* 優先入所者同士の入所者決定は指数判定、優先順位表より決定する。

学童保育所入所選考基準指数調整表		
類型	番号	細目
指数調整	1	1年生は表中指数に2点加算する
	2	2、3年生は表中指数に1点加算する
	3	ひとり親家庭は表中指数に1点加算する(実質的に別居などで離婚状態でも、ひとり親として加算する)

別表2

同一指数世帯の優先順位表	
優先順位	細目
1	学童の監護ができる祖父母がいない者
2	低学年順
3	両親不現在
4	単身赴任世帯
5	生活保護受給世帯
6	要件の種別
7	午後1時以降の就労時間の長短
8	1ヶ月の就労日数の長短
9	帰宅時間が遅い順
10	1ヶ月の総労働時間の多い順

* 療養要件の者を優先とし、就労、看護に関しては優先順位7位以下の事項で判断する。

* 保護者(父親と母親)の指数が同じ場合は、優先順位6の要件が低い方の保護者を適用する。同位の場合は、更に7、8、9、10の順に、要件が低い方の保護者を適用する。

「八王子市立学童保育所の設備及び運営の基準に関する条例」の制定及び「八王子市立学童保育所条例」の改正について

子ども・子育て支援審議会 事業部会意見集約

職 員

資格 常 勤：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条「児童の遊びを指導する者」とする。

非常勤：原則常勤職員に順ずることが望ましい。

※常勤指導員とは、

1. 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む）
2. 1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上であるもの
3. 常態的に継続勤務する者であり、法人の就業規則の一般的適用を受ける者。

員数：下表のとおり

現状 の 基準	児童数	～20人	21～ 40人	41～ 60人	61～ 80人	81～ 100人	101～ 120人	121～ 140人
	常勤	1	1	2	2	2	2	2
	非常勤	2	2	1	2	3	4	6
指導員計		3	3	3	4	5	6	8

新規 の 基準	児童数	～20人	21～ 40人	41～ 60人	61～ 80人	81～ 100人	101～ 120人	121～ 140人
	集団	1クラス	1クラス	2クラス	2クラス	3クラス	3クラス	3クラス
	常勤	1	1	2	2	3	3	4
	非常勤	1	2	2	2	3	3	4
指導員計		2	3	4	4	6	6	8

※障害児加配（入所枠と加配枠）は撤廃。

※20人以下は常勤1人でも可とする。

（障害児加配は撤廃（入所枠・加配枠は撤廃））

施 設

保育室等：施設の定員は児童 1 人あたり 1.11 m²以上とする。

新設・改修する場合は 1.65 m²以上とする。

保育室等：施設の定員は児童 1 人あたり 1.65 m²以上とする。ただし、待機児が発生する施設は、1.11 m²以上とする。

：「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数（前年実績）で捉えることとする。

その他：学童保育所は、保育を行う専用部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを確保する。

：体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。

：学童保育所については、建築基準法による規制と消防法による規制を適用する。

運 営

集団規模と定員：児童の集団規模を 1 クラス 40 人とする。（施設の規模ではない）

：施設の定員については、児童 1 人当たり 1.11 m²として算定された人数とする。

開所日数：学童保育所の年間の開所日数については、次に定めた開所日の合計とする。開所日「日曜日」「祝日」「1 月 2 日・3 日ならびに 12 月 29 日から 31 日まで」以外の日とする。

開所時間：学童保育所の開所時間は、放課後から 18 時 30 分（延長は 19 時 30 分まで）、土曜日と三季休業日は 8 時 30 分から 18 時 30 分（朝延長は 8 時から。夜延長は 19 時 30 分）まで。

：学童保育所の開所時間は、放課後から 18 時 30 分（延長は 19 時 30 分まで）土曜日と三季休業日は 8 時 00～18 時 30 分（朝延長は 7 時 30 分から。夜延長は 19 時 30 分まで）

一般原則関係：児童福祉施設の一般原則を準用

：職員の一般的要件

：職員の知識及び技能を含めた、資質向上のための研修の実施。

：入所児童の平等の取扱い。

：虐待等の禁止。

：地域との連携。

：他事業との連携。

：優先利用（DV、1人親等）。

安全関係：非常災害時に必要な設備を設置すること。

：月1回以上必要な訓練を実施すること。

（非常災害時、不審者対策、研修、保健指導等の実施について、市立学童保育所安全管理ガイドラインに明記すること）

保健関係：衛生管理については市立学童保育所安全管理ガイドラインに明記すること。

秘密保持等：秘密の保持に関すること。

：苦情処理に関すること。

：個人情報保護に関すること。

：プライバシー保護に関すること。

関係機関・保護者との連携：保護者、小学校、中学校、子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関及び地域と連携し運営すること。

評価等：自己点検、モニタリング、保護者満足度調査を実施しサービスの向上に努めること。

保育内容：児童の健康管理・出席管理・自立に向けた手助け等の活動を実施すること。

その他：配慮が必要な児童の受入れに際しては、必要な人的配置と物的整備をおこなうこと。

対 象

対象児童：市立学童保育所では、小学校6年生までを受入れる。

小学校4年生から6年生までの入所については、配慮が必要な児童について審査し受入れること。

その他

障害児入所：障害児の入所については入所審査会で協議し受入れること。

入所基準：小学校6年生までを受入れるに当たっては、入所審査の基準を定めること。

：4年生以上については、自立度に応じ、入所審査の基準を段階的に設けること。

：受入れに当たって配慮が必要な児童については、関係機関と協議の上、入所審査会で審査し受入れること。

保育料：市立学童保育所保育料については、6年生までの受入れを前提として、新たな基準を定めること。

：延長保育料については、利用時間に応じた負担とすること。

その他：「放課後子ども教室」「放課後等デイサービス」「児童館」等児童の自立度に応じた放課後の居場所が提供できるよう連携・充実を求めること。

：「放課後子ども教室」については、夏休みも含め毎日実施が実現されるよう計画すること。

子ども・子育て支援審議会 事業部会(学童保育所)

放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)の設備及び運営の基準について国は、学童保育所の質の確保と事業内容の向上を目指し、社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会が平成25年12月25日にまとめた報告書では、集団の規模はおおむね40人、職員を2人以上配置するなどの基準が示されている。

こうしたことから、本市の事業部会では、国の報告書の基準を例に、八王子市が実施している学童保育事業の基準等について、検討を行った。

平成27年度以降、対象児童の拡大を実施する上で、学童保育事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の基準を元に、八王子市の実情に応じた基準を次のとおり定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく対応されたい。

1. 従事する者【従うべき基準】

国

- 放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものと示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。
- 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。
- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当である。
- 児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。

➤常勤指導員 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」とする。

➤非常勤指導員 原則常勤職員に順ずることが望ましい。

※常勤指導員とは、

1. 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む)
2. 1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上であるもの。
3. 常態的に継続勤務する者であり、法人の就業規則の一般的適用を受ける者。

2. 員数【従うべき基準】

国

○職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当である。
 ○小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

➤下表のとおり

現状 の 基準	児童数	～20人	21～ 40人	41～ 60人	61～ 80人	81～ 100人	101～ 120人	121～ 140人
	常勤	1	1	2	2	2	2	2
	非常勤	2	2	1	2	3	4	6
指導員計		3	3	3	4	5	6	8

新規 の 基準	児童数	～20人	21～ 40人	41～ 60人	61～ 80人	81～ 100人	101～ 120人	121～ 140人
	集団	1クラス	1クラス	2クラス	2クラス	3クラス	3クラス	3クラス
	常勤	1	1	2	2	3	3	4
	非常勤	1	2	2	2	3	3	4
指導員計		2	3	4	4	6	6	8

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

国

○児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当である。
 ○放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

➤児童の集団規模を1クラス40人とする。（施設規模ではなく、児童を指導する集団規模）

➤施設の定員については、児童1人当たり1.11㎡として算定された人数とする。

4. 施設・整備【参酌すべき基準】

国

- 専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適当である。
- 事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり1.65㎡を満たしていない約25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。
- 面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。
- 放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。
- 体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

➤施設の定員は児童1人あたり1.11㎡以上とする。

新設・改修する場合は1.65㎡以上とする。

➤施設の定員は児童1人あたり1.65㎡以上とする。ただし、待機児が発生する施設は、1.11㎡以上とする。

※両論併記

➤「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数（前年実績）で捉えることとする。

➤学童保育所は、保育を行う専用部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを確保する。

➤体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。

➤学童保育所については、建築基準法による規制と消防法による規制を適用する。

5. 開所日数【参酌すべき基準】

国

○開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

➤学童保育所の年間の開所日数については、次に定めた開所日の合計とする。開所日「日曜日」「祝日」「1月2日、3日ならびに12月29日から31日まで」以外の日とする。

6. 開所時間【参酌すべき基準】

国

○開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考えため、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

➤学童保育所の開所時間は、放課後から18時30分（延長は19時30分）まで、土曜日と三季休業日は8時30分から18時30分（朝延長は8時から。夜延長は19時30分）まで。

➤学童保育所の開所時間は、放課後から18時30分（延長は19時30分まで）土曜日と三季休業日は8時00分から18時30分（朝延長は7時30分から、夜延長は19時30分）まで。

※両論併記

7. その他の基準【参酌すべき基準】

国

○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則（一般原則等）に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当であると整理した。

➤児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の「児童福祉施設の一般原則」を準用

➤職員の一般的要件を準用

➤虐待等の禁止。

➤地域との連携。

➤他事業との連携。

➤非常災害時に必要な設備を設置すること。

➤月1回以上必要な訓練を実施すること。

- 非常災害時、衛生管理、不審者対策、研修、保健指導等の実施（市立学童保育所安全管理ガイドラインに明記すること）
 - 秘密保持に関すること。
 - 苦情処理に関すること。
 - 個人情報保護に関すること。
 - プライバシー保護に関すること。
- 以上について、設備及び運営の基準条例等に明記すること。

8. その他の論点

国

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところがあり様々である。このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
- 利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のような対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。
 - ・ひとり親家庭の児童
 - ・生活保護世帯の児童
 - ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
 - ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
 - ・障害のある児童
 - ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など
- 児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- 放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

- 市立学童保育所では、小学校6年生までを受入れる。
- 小学校4年生から6年生までの入所については、配慮が必要な児童について審査し受入れる。
- 障害児入所については、入所審査会で協議をし受入れる。
- 小学校4年生以上については、自立度に応じ、入所審査の基準を段階的に設ける。
- 受入れに当たって配慮が必要な児童については、関係機関と協議の上、入所審査会で審査し受入れる。
- 配慮が必要な児童の受入れに際しては、必要な人的配置と物的整備をおこなう。
- 保護者、小学校、中学校、子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関及び地域と連携し運営する。
- 「放課後子ども教室」「放課後等デイサービス」「児童館」等児童の自立度に応じた放課後の居場所が提供できるよう連携・充実を求める。
- 「放課後子ども教室」については、夏休みも含め毎日実施が実現されるよう計画する。

その他

- 自己点検、モニタリング、保護者満足度調査を実施し、サービスの向上に努める。
- 市立学童保育所保育料については、6年生までの受入れを前提として、新たな基準を定める。
- 延長保育料については、利用時間に応じた負担とする。